

ものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱

制定 令和3年（2021年）3月24日もの第1834号

（趣旨）

第1条 知事は、本県においてものづくりに携わる中小企業者（以下「ものづくり事業者」という。）が、自社が抱える技能承継に関する課題をAIを活用して解決し、事業の円滑な継続、生産性向上の取組に繋げるため、ものづくり企業技能承継支援事業（以下「事業」という。）の実施に要する費用に対し、予算の範囲内においてものづくり企業技能承継支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくりとは、総務省日本標準産業分類における「大分類E 製造業」に規定する業務又はその他知事が認める業務をいう。
- (2) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年（1963年）法律第154号）第2条第1項第各号に該当する者をいう。
- (3) 補助対象者とは、第3条に規定するものづくり事業者をいう。
- (4) 補助事業とは、知事がものづくり事業者から提出を受けた計画の内容に基づき事業の実施が適当であると認めた事業をいう。
- (5) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、佐賀県内において生産や研究開発等の事業又は業務を行っているものづくり事業者とする。

2 補助対象者及び本事業において補助対象者と連携して事業計画を行う予定である者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 知事は、第2項及び第3項の規定に基づき、補助事業の実施を希望する補助対象者から提出を受けた誓約書に基づき、佐賀県警察本部に対して佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第9号に規定する排除措置の対象となる法人等に関する照会を行う。

5 本条第1項から第4項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するものづくり事業者は、補助対象者から除外する。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助事業)

第4条 補助事業は、ものづくり事業者が抱える技能承継に関する課題に対して、AIを活用して実施する事業とする。

2 補助事業の詳細は、知事が別に定める実施要領に従う。

(補助金の補助率及び補助上限額並びに補助対象経費)

第5条 補助金の補助率及び補助上限額は、次表のとおりとする。

補助率	補助上限額
補助対象経費の3分の2以内	金 3,000,000 円

2 補助対象経費は、別表第1に定める内容とする。

3 補助事業の対象として認められない経費は、別表第2のとおりとする。

4 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等に対して、委託事業の受託又は補助金の交付決定を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 補助対象者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年（1988年）法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年（1950年）法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内

容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

- 2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、知事が別に定める実施要領に規定があるときはその規定に従うこと。
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年（2012年）10月9日付け）のとおり、県内企業と契約するように努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、県の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。
 - (7) 補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後3年間、県の要請に応じ、県が実施する県内全体にAIを活用した技能承継への取組を波及させることを目的とした取組に協力すること。
 - (8) 補助事業の効果について、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後3年間、財務状況の変化や補助事業の効果等について、県からの情報提供要請に応じること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止の承認申請書は、様式第3号又は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日間とする。

- 2 前項の取下げに関する届出書は、様式第5号のとおりとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を県の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第 11 条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、様式第 6 号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後 1 か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度 3 月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、3 月末日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開庁日を提出期限とする。
- 3 第 6 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第 6 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 県は、前条第 2 項の報告を受けたときには、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成 31 年（2019 年）3 月 8 日付けもの第 2701 号）の規定に従い検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第 14 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 8 号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、規則第 16 条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でないときはこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (5) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (6) 補助事業者について第 3 条第 2 項の規定に該当すると判明したとき
- (7) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (8) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他

規則、要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき

- 2 知事は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、知事が別に定める実施要領に従う。
- 3 県は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、第17条の規定に基づきその収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助金により取得した財産の処分の制限に関し、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成31年（2019年）3月8日付けもの第2701号）の規定に従わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金により取得した財産について、補助事業者が補助目的に合致した生産転用を行うときは、前項に規定した手続きを要しないものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業による取得した財産の処分について、前項に該当しない場合は、事案が判明しだい速やかに知事に報告し、協議しなければならない。

(報告)

第18条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 事業者の名称の変更及び住所（所在地）、代表者の変更を行ったとき
- (2) 知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）3月24日から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助事業の対象として認められる経費

区分	区分の内容
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業において必要な業務を外部機関に委託する際に要する経費 ・ 業務委託に係る契約を締結することを条件とし、委託先が自身で使用する機械装置を購入する費用等は、補助対象の経費から除外 ・ 業務委託の内容は、補助事業に関係のある内容を対象とし、補助対象期間内に業務委託が開始されたものを補助対象 ・ 補助対象期間を超えてコンサルティング等を業務委託する場合は、契約を締結した日から補助対象期間終了日までを補助対象とし、日数で按分した額を算出（期間に要する経費から1日あたりの経費（小数点以下切り捨て）を算出し、補助の対象となる日数を乗じた額を対象） ・ 本事業の実施に必要な経費のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費 <p>【注意】 補助事業者から業務を受託した者は、原則として第三者に再委託してはならない。ただし、補助事業者からの申請により予め知事が認めた時は、受託業務の一部を再委託することができる。</p>
システム導入費	<p>本事業において、新規にシステムを導入するときに要する経費とし、導入と同時に自社環境に合わせてシステムを稼働するために必要な設計や設定等に要する経費を含む</p> <p>【注意】 業務委託契約等により、本区分に係る業務の内容が明文化された資料及び成果報告書を整備すること</p>
備品購入費	<p>事業実施に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に必要な経費</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの見積合わせを行うこと ○ 1件あたりの単価が50万円を超えるものについては実施要領第10条第2項のとおりとする。
消耗品費	<p>事業実施に必要な物品であって物品購入費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費</p>
使用料及び賃借料	<p>事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費</p> <p>【注意】 事業実施年度の事業に要する経費のみを補助対象とし、契約期間が当該年度を超えるときは、当該補助事業期間分に相当する経費とする。</p>
その他	<p>その他知事が必要と認める経費</p>

別表第2（第5条関係）

補助事業の対象として認められない経費

(1) 交付決定日よりも前に発注又は購入、契約等を実施したものに係る経費
(2) 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（本事業における補助対象経費として認められる経費を除く）
(3) 家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費に係る経費
(4) 不動産の購入、既存物件の改築（室内壁等の撤去等容積率を変更しない改築や物件の増築等を含む）等、自動車等車両の購入、修理、車検に係る経費（本事業における補助対象経費として認められる経費を除く）
(5) 電話代、インターネット利用料金等の通信費、クラウド利用等汎用性の高い費目に要する経費（本事業において整備するシステム専用として明確に区別化できる経費を除く）
(6) 文房具などの汎用性の高い事務用品等の消耗品、雑誌・新聞購読、団体等会費に係る経費
(7) 汎用性があり、目的外使用として他業務においても利用可能な物品購入に係る経費（本事業において整備するシステム専用として明確に区別化できる経費を除く） （例 事務用パソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン・デジタル複合機等）
(8) 飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る経費
(9) 商品券等の金券に係る経費
(10) 各種保険料に係る経費
(11) 振込等における手数料に係る経費（代金引換手数料を含む）
(12) 収入印紙に係る経費
(13) 公租公課（消費税及び地方消費税額等）に係る経費
(14) 借入金などの支払利息及び遅延損害金に係る経費
(15) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う経費及び訴訟等のための弁護士に支払う経費
(16) 補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成、送付に係る経費
(17) 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住 所 〒

佐賀県

(ふりがな)

企業名

(ふりがな)

代表者役職・氏名

生年月日 年 月 日

(和暦又は西暦) 年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付申請書

(和暦又は西暦) 年度において、下記のとおりものづくり企業技能承継支援事業を実施したいので、ものづくり企業技能承継支援事業費補助金〇〇〇円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業計画書 (ものづくり企業技能承継支援事業実施要領様式第1号)
- 2 事業経費積算書 (ものづくり企業技能承継支援事業実施要領様式第2号)

【注意】 本頁及び次頁に必要事項を記入の上、両面印刷したものを提出すること。

様式第1号（第6条関係）【裏面】

誓 約 書

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（○）申請に当たっては、上記の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者
住 所 〒
佐賀県
企業名
代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金変更承認申請書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったものづくり企業技能承継支援事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金〇〇〇円の減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助事業計画書（ものづくり企業技能承継支援事業実施要領様式第3号）
- 2 変更事業経費積算書（ものづくり企業技能承継支援事業実施要領様式第4号）

【注意】 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金中止承認申請書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったものづくり企業技能承継支援事業費補助金について、以下の理由により事業を中止したいので、佐賀県補助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止する事業計画
- 2 事業を中止する理由
- 3 事業を中止する期間

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金廃止承認申請書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったものづくり企業技能承継支援事業費補助金について、以下の理由により事業を廃止したいので、佐賀県補助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止する事業計画
- 2 事業を廃止する理由
- 3 事業を廃止する時期

様式第 5 号（第 9 条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金取下げ届出書

（和暦又は西暦） 年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があったものづくり企業技能承継支援事業費補助金について、佐賀県補助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、交付申請を取り下げますので届け出ます。

様式第 6 号（第 12 条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金実績報告書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知〔があり、
（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により変更交付決定の通知〕があったもの
づくり企業技能承継支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補
助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書
類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書（ものづくり企業技能承継支援事業実施要領様式第 5 号）
- 2 事業経費実績書（ものづくり企業技能承継支援事業実施要領様式第 6 号）

※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号を列記すること。

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者
住 所 〒
佐賀県
企業名
代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金における消費税額
及び地方消費税額の確定に伴う報告書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により確定通知があった（和暦又は西暦）
年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金について、消費税及び地方消費税の仕入控除額
が確定しましたので、ものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記
のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（佐賀県知事が額の確定通知書により通知した額）
〇〇〇 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
〇〇〇 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額
〇〇〇 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
〇〇〇 円
- 5 添付資料
「補助金の確定時における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額」の積算内訳

様式第 8 号（第 14 条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

請求者
住 所 〒
佐賀県
企業名
代表者役職・氏名

（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付請求書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号で確定通知があった（和暦又は西暦）年度ものづくり企業技能承継支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びものづくり企業技能承継支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金〇〇〇円

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義人（フリガナ）
口座名義人